

## 平成29年度第56回赤穂市民文化祭のお知らせ

赤穂市民会館 ☎43・7450

文化芸術の秋を満喫してみませんか？

平成29年度第56回赤穂市民文化祭の日程が決まりました。

日頃練習した成果を、市民の皆さまの前で発表します。入場は無料ですので、どうぞ気軽にお越しください。

月/日(曜)	行事名	会場	時間	内容(出品点数・出品者数ほか)
10月4日(水)	市民俳句会	市民会館第4会議室	13時30分開会	赤穂俳句愛好会による合同俳句会
10月7日(土)	市民短歌会	市民会館第4会議室	14時開会	赤穂短歌の会による短歌会
10月7日(土)～8日(日)	生花展	市民会館大会議室	7日 9時～17時 8日 9時～16時	赤穂市華道連盟加盟の社中による生け花の作品展
10月12日(木)	市民音楽祭(小中学校の部)	文化会館大ホール	13時開演	市内小中学校の音楽部、吹奏楽部によるコーラス、吹奏楽等の発表会
10月15日(日)	舞踊の会	文化会館小ホール	13時開演	赤穂芸能文化協会加盟社中による日本舞踊の発表会
11月2日(日)～7日(火)	学童美術展(絵画・書道)	市民会館大会議室第4会議室	2日～5日 9時～18時 6日 休館日 7日 9時～17時	市内小中学校の児童、生徒による絵画・書道作品展
11月2日(日)～7日(火)	手づくり和風展	市民会館1階ロビー	2日～5日 9時～21時 6日 休館日 7日 9時～17時	赤穂大空会会員作成の和風及び会員所有による各地の和風の展示会
11月3日(金・祝)	市民音楽祭(一般の部)	文化会館大ホール	13時開演	市内のコーラス団体(高齢者大学、サークル等)による合唱(コーラス)発表会
11月3日(金・祝)	第56回赤穂市民文化祭表彰式	文化会館学習室	13時30分開会	俳句兼題、俳句席題、短歌、計3部門による入賞者の表彰式
11月5日(日)	歌謡の祭典	文化会館小ホール	12時30分開演	赤穂歌謡同好会会員及び協賛団体によるカラオケの発表会
11月11日(土)～12日(日)	木目込み人形展	市民会館第4会議室	19日 9時半～17時 20日 9時半～16時	木目込みこてまりの会による人形作品展
11月12日(日)	詩吟・詩舞発表会	文化会館小ホール	12時開演	赤穂吟剣詩舞道連盟による詩吟(独吟・合吟他)と詩舞(扇舞・剣舞他)の発表会
11月19日(日)	民謡発表会 赤穂民謡同好会塩華 第35回記念発表会	文化会館小ホール	11時30分開演	赤穂民謡同好会会員及び賛助者による日本民謡の第35回記念発表会
11月26日(日)	邦楽の調べ 尺八と琴の会	文化会館小ホール	13時開演	赤穂芸能文化協会加盟の社中による尺八と琴の発表会

## ヴィッセル神戸 赤穂市民応援デー

ヴィッセル神戸のホームゲームの無料観戦チケットを、プレゼントします。



### ●対象試合

10月21日(土) 午後2時キックオフ  
【ヴィッセル神戸 vs. サガン鳥栖】  
ノエビアスタジアム神戸(ノエスタ)

- 応募条件** 赤穂市内在住の人
- 席種人数** 自由席(席種は当選ハガキでお知らせ)に抽選で100名
- 応募方法** 往復ハガキで応募  
官製往復ハガキ往信面に下記と、返信面に返信先住所を記入の上、郵送。①申込人数(5人まで)  
②参加者全員の郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号
- 応募先** 〒652-0855 神戸市兵庫区御崎町1-2-1  
「ヴィッセル神戸 赤穂市民応援デー係」
- 当選連絡** ハガキにて試合の1週間前までに通知します。
- 応募締切** 10月9日(月・祝)ハガキ必着  
①ヴィッセル神戸チケットセンター  
☎078・651・1222  
※午前10時～午後5時30分(土日祝休)



## 国保医療だより

医療介護課 国保医療係 ☎43・6813

### 交通事故などに遭った場合は、まず届出を！

交通事故や傷害事件、飲食店等での食中毒など、第三者(加害者)の行為によって病気やケガをしたときの治療費は、本来、加害者が負担すべきものですが、届出することにより国民健康保険(国保)を使って治療を受けることもできます。

ただし、これはあくまでも、国保が一時的に立替えをするものであり、後日、国保から加害者に費用を請求することになります。

交通事故に遭い、治療が必要となる場合には、すぐに警察署において、「交通事故証明書」を発行してもらうと同時に、医療介護課まで届出をしてください。

なお、届出前に加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、国保が使えなくなる場合がありますのでご注意ください。

また、自損事故の場合は、一般的には国保の給付対象になりますが、酒酔い運転や無免許運転などの悪質な法令違反の場合は、給付対象にはなりません。

### ●届出に必要なもの

保険証・印鑑・交通事故証明書(後日でも可)

### 柔道整復師への正しいかかり方

近年、柔道整復師(整骨院・接骨院)は、皆さまの生活に身近なものとなってきています。しかし、柔道整復師の施術を受ける場合、健康保険証が使える場合と使えない場合がありますのでご注意ください。

### ●健康保険が使える場合

急性などの外傷性の骨折、脱臼・打撲及び捻挫

### ●健康保険が使えない場合

- ▷日常生活からくる疲労・肩こり・体調不良
- ▷慰安目的のあん摩・マッサージ代わりの利用
- ▷スポーツなどによる筋肉疲労・筋肉痛
- ▷医師の同意のない骨折や脱臼の治療
- ▷工作中や通勤途上に起きた負傷(労災保険からの給付になります)

かかった後で、保険適用が認められない場合は、全額自己負担になります。施術を受ける際には、負傷原因を正確に伝え、柔道整復師へのかかり方を正しくご理解いただいたうえで、適切な受診にご協力をお願いします。



## 介護保険相談室

事業に関すること 医療介護課 介護保険係 ☎43・6947  
登録・活動に関すること 赤穂市社会福祉協議会 ☎42・1397

「赤穂市介護支援ボランティア」を随時募集しています～社会参加活動を通して、より元気にいきいきと～

### 赤穂市介護支援ボランティア・ポイント制度とは

高齢者がボランティア活動を行うことで、健康増進と介護予防を図るとともに、地域への貢献を支援し、社会参加の促進を図ることを目的とした制度です。

ボランティア登録を行った高齢者が、指定されたボランティア活動を行うと、受入機関から介護支援ボランティア手帳にスタンプが付与されます。1年間で集めたスタンプ(ポイント)で、転換交付金(上限5,000円)の交付を受けることができます。

介護支援ボランティア活動に参加してみませんか。

- 対象者** 65歳以上の人(赤穂市介護保険第1号被保険者)のうち、要介護1～5の要介護認定を受けていない人
- 対象となる活動** 配膳下膳などの補助、施設内移動の見守り、話し相手、行事の手伝いなど
- 活動場所(受入機関)** 特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、デイサービスなど

### ●転換交付金 1時間の活動で

- 1スタンプ(100ポイント)=100円
- ※交付金の上限は年度ごとに5,000円
- ※スタンプの上限は1日につき2スタンプ。
- ※介護支援ボランティア手帳を紛失した場合、それまでに付与されたスタンプは失効となります。
- ※介護保険料に滞納がある人は、交付を受けることができません。

### ●登録申込先 赤穂市社会福祉協議会

- ※登録後、活動前に研修を受けていただきます。
- ▷持参するもの
  - ・印鑑
  - ・介護保険被保険者証
  - ・ボランティア保険加入料500円

### ●その他 希望する活動や場所については、赤穂市社会福祉協議会が相談を受け付けます。